

淀川水系流域委員会殿

京都府に下のとおり質問しています。

京都府企業局殿

2008. 6. 5

〒569-0002

高槻市東上牧2-28-23

佐川克弘

基本日水量に関する質問

Q 1. H 1 5 年度の市町別基本日水量は以下のとおりですね？確認してください。

宇治市＝ 62, 800 m³

城陽市＝ 14, 100

八幡市＝ 19, 900

久御山町＝ 11, 200

京田辺市＝ 12, 500

木津町＝ 15, 000

精華町＝ 8, 500

向日市＝ 12, 700

長岡京市＝ 26, 000

大山崎町＝ 7, 300

Q 2. H 1 5. 4. 1 現在、京都府が認可されている水利権と暫定豊水水利権を水源別に教えてください。単位は m³ / S。

Q 3. H 1 5. 4. 1 現在、宇治・木津・乙訓浄水場の給水能力を浄水場別に教えてください。単位は m³ / 日。

Q 4. H 1 5 年度において、暫定豊水水利権を含む水利権に裏付けられた 3 浄水場の給水能力が 166, 000 m³ / 日で、市町別基本日水量の合計が 190, 000 m³ だとすれば、両者の差 24, 000 m³ は（支払い期日が来ても落とせない）空手形と同じことになります。このような詐欺的行為が許されると考えているのですか？

※回答は、来る 6 月 20 日までに文書をお願いします。

以上